

「村落
と
環境」

第 10 号

2014 年 7 月

村落環境研究会

村落環境研究会会則

(名称)

第1条 本会は村落環境研究会と称する。

(事務所)

第2条 本会の主たる事務所を島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域社会における土地管理等の機能集団に関する法律的、社会経済的研究の向上を図り、もって地域社会の活性化と環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は次に掲げる事業を行う。

- 1 研究会、講演会、シンポジウムおよび見学会等の開催
- 2 地域社会の土地管理機能等に関する調査・指導の受託・請負
- 3 機関誌の発行およびホームページの開設
- 4 その他目的達成に必要な事業

(会員)

第5条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって構成し、会員は次の2種とする。

- 1 正会員 年会費を納める個人。本会の主催する事業に参加し、機関誌の配布を受ける権利を有する。
- 2 賛助会員 年会費を納める法人、団体。機関誌の配布を受ける権利を有する。その構成員は3名を限りに事業に参加することが出来る。賛助会員は議決権を有しない。

(役員)

第6条 1 本会に役員として理事 10名以内、監事 2名を置き、総会で選出する。

- 2 役員任期は2年とし、重任を妨げない。理事の互選により会長1名を選出する。会長は事務局長を指名する。
- 3 会長は、本会を代表し、理事会の決定に従い会務を総括する。事務局長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の会務および財務執行の状況を監査する。
- 5 本会に必要に応じて顧問を置くことができる。顧問は会長の指名により、理事会で決定する。顧問は役員会に出席し、発言することができる。

(会議)

第7条 1 本会に総会、理事会および監事会を置く。

- 2 総会は、会長が招集し、理事会の提案に基づき、事業計画および予算決算並びに役員を選出、その他について審議する。議長は出席者の互選により選出する。
- 3 理事会は、会長が招集し、議長となる。過半数の出席で成立し、出席理事の過半数で決する。緊急時には郵便、Eメール等による持ち回り会議を開催できるものとする。
- 4 監事会については、別に監事会が定める。

(会計)

第8条 本会の会計年度は7月1日から翌年の6月30日までとする。本会の運営資金は、会費およびその他の収入によってまかなう。年会費は理事会で決める。

付則

本規則は、平成 22 年 9 月 3 日より効力を生じる。

村落環境研究会 会長 江渕 武彦

村落と環境

(第 10 号)

目 次

第 10 回シンポジウム開会あいさつ (江淵 武彦)	
第 1 報告 生産森林組合の現状と課題 (島根県農林水産部林業課：土屋 浩志)	1
第 2 報告 入会集団と認可地縁団体 (沖縄大学地域研究所特別研究員 岡本 常雄)	5
第 3 報告 安来市鳥木町における生産森林組合の解散 (安来市鳥木町 大久佐 明夫)	12
第 4 報告 松江市新庄町における生産森林組合の解散 (島根大学法文学部 江淵 武彦)	19
入会相談	27
閉会あいさつ (川原 祥治)	29
[研究会記事]	30
村落環境研究会第 10 期第 1 回理事会・総会議事録 第 1 号議案 第 9 期事業報告及び決算報告 第 2 号議案 第 10 期以降の方針について	
編集後記	

第 10 回シンポジウム開会あいさつ

会長 江渕 武彦（島根大学）

村落環境研究会第 10 回シンポジウム開会に先立ち、お知らせいたします。本会の顧問を長く務められてこられました松原功さんが、この 1 月にお亡くなりになりました。

松原さんは、山口県林政担当が長かった方で、昭和 50（1975）年に創立された西日本入会林野研究会で長く中心的役割を果たしてこられました。本会の代表といたしまして、哀悼の意を表したいと思います。

本研究会の前身である西日本入会林野研究会から本研究会を通じ、そのシンポジウムにおいて、平成 3（1991）年・地方自治法 260 条の 2 以下規定の「地縁による団体」問題が議論されてきました。西日本入会林野研究会会報を見ると、第 25 回シンポジウム（平成 12〔2000〕年 10 月佐賀県武雄市開催）において、松原会員と矢野会員（当時愛媛大学法文学部）がこの問題について報告されています。お二人の報告のうち、松原さんの報告の方が先ですから、最も早くこの地縁団体問題を指摘されたのは松原さんであることとなります。ついで、平成 19（2007）年に木下美穂さんが、翌年に山下詠子さんがこの問題につきいずれも実例をもって、本研究会シンポジウムで報告されていました。

この第 10 回シンポジウムでは、ここ松江市に県庁を置く島根県の林業課よりスタッフをお迎えして林業に関するお話を頂くとともに、生産森林組合を解散して、その所有地を新たに設立された認可地縁団体の財産とした 2 つの事例を、その一地区からは中心的役割を果たされた現地の方をお迎えしてお話を伺いたいと思います。皆さまの活発なご議論を期待いたします。

第 1 報告

生産森林組合の現状と課題

島根県農林水産部林業課
森林組合担い手育成グループ

土屋 浩志

はじめに

私は、島根県農林水産部林業課森林組合担い手育成グループに所属し、主に森林組合の育成指導、民間の事業体の育成、林業の担い手対策として林業従事者に対する研修等を担当している。生産森林組合もその範疇にある。ただ、県の出先事務所が 7 つあり、ここが生産森林組合の指導を直接行っており、現場の詳細な点については承知していない面もあるので、今日は、島根県内の生産森林組合の全体的な話をしたい。

1 島根県の位置

島根県は、日本列島の西日本域・中国地方に位置する。中国 5 県中、広島県の北側にあり、細長い形をしている。離島・隠岐島は、島根県に属する。林業行政域は河川の流域を基準に 4 つに分かれ、松江市を含む県東部地域を斐伊川流域と称している。中央域は江の川流域で、世界遺産に指定された石見銀山は、ここに位置する。西部は山口県と接し、先般の豪雨で非常に大きな災害を受けた津和野町は、ここに高津川流域に属する。隠岐島は、独自に一地域を構成している。

2 森林資源の状況

島根県の全面積 67 万 1 千 ha のうち、森林面積はその 78%・52 万 6 千 ha にのぼる。これは、高知県、岐阜県に次いで全国 3 位である。このうち国有林 6% (3 万 2 千 ha) で、県・市町村有林を含めたいわゆる民有林は 94% (49 万 3 千 ha) にのぼる。この民有林の 70% (34 万 3 千 ha) は、3 万 2 千世帯の個人である。その経営規模は零細で、1ha 未満の林家が 6 割を占め、その森林総面積は 28 万 9 千 ha にのぼる。残り 4 割の林家は 1ha を超える森林所有者であるが、それとて多くが 5ha 未満という現状である。

島根県における人工林率は 38% となっている。全国の平均人工林率は 46% であるから、島根県はあまり高いとはいえない。ただ、逆にいえば、島根県では広葉樹資源が豊富といえよう。前述の 4 つの流域のうち、県東部である斐伊川流域が 43%、離島域である隠岐流域が 40% と高く、江の川下流流域が 34%、高津川流域 33% と比較的低くなっている。

ここ 30 年の間に拡大造林によって、スギが民有林総面積の 15% から 17% へ、ヒノキが 6% から 12% へと増加している。その半面、広葉樹の割合は若干減少し、また松くい虫の被害により、マツの林地が 23% から 16% へと少なくなっている。この間、スギ林の育成により蓄積量が 928 万 m³ から 4593 万 m³ へと、著しく増加している。民有林におけるスギの蓄積割合は、全樹種の 39% にのぼる。

植栽後 40 年を超える伐採可能な森林が増加しており、中でもスギの比率が高くなっている。ヒノキについては若干植栽が遅かったということもあり、間伐時期を迎える森林が

多くなっている。

近年、植栽がされていないため、林齢構成が非常に歪になってきている。すなわち、若い森林が少なく、間伐適期又は主伐期を迎える森林が非常に多い。保育の時期は終了したというべきで、積極的に伐採して木材を販売してゆく施策が必要であり、島根県は積極的に木材の売り出し政策を開始している。

3 生産森林組合の現状

島根県における生産森林組合の数が最も多かったのは平成4年であり、この時には112組合を数えた。その後、平成15年頃から解散する組合が出始め、平成24年3月31日時点で生産森林組合数が94組合。それから2組合減り、現在は92組合となっている。毎年1~2組合が解散している。松江市が一番多く29組合を数え、安来市地区で5組合、出雲市地区で32組合となっている。これは、毎年行なっている森林組合一斉調査による。

これは、毎年実施しています森林組合一斉調査のこのデータを基に作成しています。この調査に回答した生産森林組合は74で、このうち、85%にあたる63組合は、入会林野近代化法により整備されたものである。一方、森林組合は島根県下に13組合あり、それぞれの地域の森林組合に加入している生産森林組合は、全組合の約85%に当たる63組合にのぼる。平均組合員数は93名、一組合当たりの所有森林面積は平均95ha、このうち、人工林の平均面積は49haとなっている。生産森林組合は、松江地区に集中し、県の西部の方は非常に少ない。設立は昭和20年代から始まり、近代化法が制定された昭和40年代を経て、50年代に一気に増えている。やはり、近代化法が生産森林組合設立のきっかけとなっているといえよう。ただ、ここしばらくは、設立数は少ない。平成12年に1組合の設立があったのみである。生産森林組合設立以前、集落有の名義の者が最も多く、市町村名義、記名共有がこれに続く。個人名義の山林は非常に少なかった。

組合員数は50人未満、所有森林50ha未満という小規模の組合が非常に多い。いずれも、人工林規模も50ha未満が1番多い。

次に、販売実績や新植・保育実績、主伐間伐実績を全国と比較してみたい。この調査に対しては、全国で2663組合が、島根県で74組合が回答している。

島根県では立木・木材・キノコ等の販売実績はほとんどなく、立木の販売が2組合に留まる。その他の販売が4組合あり、実績のある組合総数は6、金額は約800万円、実績にある組合では、1組合当り平均137万7千円となっている。全国を見ると、立木や木材キノコその他の販売で、736組合が1組合平均138万8千円を得ている。この平均金額を見ると少ないともいえないが、販売実績にある組合が非常に少ないといわざるをえない。

全国では、50の生産森林組合が新植に取り組んでいるが、島根県ではその例はない。ただし、県内で10組合が保育事業に取り組み、うち2組合が切捨て間伐を実施している。また、全国では173組合が主伐・間伐の実績を持つが、県内にはこれを実施している組合はない。いずれにしても、全国と比較すれば、島根県の実績は低調な状況にあるといわざるをえない。

このほど、島根県の実績に関する対応・方針を定めるため、その実情把握を目的として、無作為に30組合を抽出し、現状と今後の方針を聴くアンケート調査を実施した。その間は、以下の通りである。

- ① 間伐等の実施状況
- ② 収益の有無
- ③ 法人としての組織運営上の問題（煩雑さ）
- ④ 今後の経営森林管理
- ⑤ その他困窮していること

回答した組合は 23 である。以下、その回答を整理した結果を報告したい。森林整備や間伐を実施したのは 1 組合でその面積は 10ha、今後その予定にあるものが 2 組合で予定面積は 4ha、その他の 20 組合には予定がない。収益を得た組合は 6 で、そのうち 4 組合の収益は電柱敷地としての土地使用料収入、土地の境界確認や森林経営委計画樹立による森林整備交付金収入を得たものが 1 組合、その他は預金利息や道路拡張に伴う補償金収入などである。この 6 組合以外の組合は収益を得ていない。

事務的な煩雑さを感じている組合において、その内容は、最多が登記である。その他には、会計事務、総会開催のための事務、納税手続と続く。森林組合一斉調査も負担に感じている組合があった。組合の将来についての考えを聴くと、解散と回答するケースが多くある。困窮している点については、木材価格の低迷が最多で、採算が合わないことを理由に、経営意欲を無くしている組合が多い。組合員の高齢化に戸惑う組合も珍しくない。収益が期待できないために固定資産税の納付に困窮し、住民税均等割に疑問を付す意見もある。まさに、課題山積といわざるをえない。解散を検討する理由がここにある。

今後の経営方針を聴くと、組合の維持の志をもつ地域もあるが、事業委託で乗り切りたいと考えるところもある。このような地域においては、森林経営計画を作成し補助事業を取り入れることを提案したい。

解散を希望する組合に対しては、解散手続きや解散後の森林の所有形態等について指導してゆきたい。

相談には、各事務所が対応することとなっている。そのために、県庁では生産森林組合に関するしおりを作成し、担当者に配布している。この中に、解散のフロー図を記載している。

解散後、森林を受け継ぐ受け皿というべき組織の姿について、長短を一覧表に示した説明をしおりに記述している。

このたびのアンケート調査に対して回答しなかった組合も所轄事務所に問い合わせるというケースがある。解散の希望はかなりあると見るべきだろう。とくに税金の問題が大きいので、専門家の意見を聴いて助言指導の資料を作らなければならない。今後、毎年実施している生産森林組合一斉調査において、このような地元の意向を確認して行きたい。組合維持を志す組合と解散を希望する組合に分かれるので、全体に行き渡る情報交換の場を設ける必要があるだろう。

第一報告質疑

（植木） 福岡県においても、林家に森林経営計画を立てるよう指導している。生産森林組合はまとまった面積の森林を所有しているので計画立案は重要だ。生産森林組合を中心にした森林経営計画を樹立している事例があるか。

（土屋） 森林経営計画に関しては直接担当してないので詳細は分からないが、たしかに

生産森林組合は比較的広い面積の森林を所有しているので、計画が立案しやすい傾向にある。森林組合が中心となって森林経営計画を樹立しているケースが多いだろう。しかし、生産森林組合に対しても森林経営計画立案を働きかけていかなければならないと思っている。

(植木) 一斉調査においては、94 組合のうち 74 組合が回答したということだった。また、今回のアンケート調査に回答したのは、30 組合のうち 23 組合とのことだが、回答しない組合は休眠状態なのだろうか。あるいは、単に面倒で回答しないというに留まるのだろうか。

(土屋) 毎年の一斉調査においては、調査用紙を送付しても届かないなど、まったく連絡が採れないことがあると聞いている。回答が面倒だと感じている地域もあるようだ。役員の高齢化も不回答の原因だろう。組合としての実体がなくなっている地域もあるように思う。

(牧田) 分収造林が生産森林組合設立の動機となることが多い。島根県の生産森林組合数は少なくないが、島根県における分収林状況はどうか。

(土屋) 今、正確なデータは手元にないが、分収造林はほとんどなかったと思う。

(土橋) 長崎県において私が担当する管内だけで 32 の生産森林組合があり、解散するかどうかで悩んでいる。島根県で作成されたという生産森林組合のしおりについて聞きたい。作成にあたり、どのような検討をされたのか、しおりの一部が掲載されていますが、その中で解散にかかる費用とか、どういった場合において具体的な事例までしおりとして作られているのかなという話を聞きたい。

(土屋) このしおりは、検討会で十分練って作ったわけではなく、担当者レベルで出先の職員等々の意見を聞き、また島根県で経験した事例をもとに作成した。未定稿ということで、出先の職員にだけを対象とした、ごく簡単なものにすぎない。

(江淵) アンケートに対する回答の中で、固定資産税の負担を訴える声があるが、法人住民税の負担を訴える声がない。島根県内の生産森林組合において、住民税に対する負担感はないのか。

(土屋) たしかに、このアンケートに対する回答の中ではそれは見られない。しかし各事務所の職員は、日頃からそのような声を聴いている。

(深沢) このようなアンケートは以前から実施しているのか。

(土屋) 私は、この担当となって 2 年目にすぎず、過去の状況がよくわからないが、前から継続してこの調査をしてきたということではない。今回初めての取り組みだ。このようなアンケート調査をしても、回答するにあたっての対象者の事務負担を考えると、頻繁にかような調査をするというわけにはいかなかったと思う。

第2報告

入会集団と認可地縁団体

沖縄大学地域研究所特別研究員
岡本 常雄

はじめに

入会集団は認可地縁団体になれるかというのが、この報告のテーマである。これまで本研究会シンポジウムにおいて、入会集団が認可地縁団体になったとケースの報告があった。昨年の中日本入会林野研究会シンポジウムにおいても同様であった。しかし、これについては、入会集団が「地縁による団体」としての認可を受けることには、法律上問題があるといわざるをえない。

町内会や自治会とよばれる地域的な組織は、その共同活動のために不動産を所有することがある。かつては、かような組織には不動産登記能力が認められていなかったが、平成3年の地方自治法改正により、その途が開かれた（同法260条の2以下）。かような団体の権利能力は、その規約に定める目的にもとづく。問題は、①入会集団がこの地方自治法の規定における「地縁による団体」たりうるか、②そうだとした場合、入会集団は「地縁による団体」として市町村長の認可を受けうるか、という点が問題となる。

第1「入会集団」と「町内会等」の異同

1 沿革

明治22年町村制以前の村は、それ以降の村と区別して、旧村と呼ばれる。旧村は、納税主体として行政の末端組織としての性格とともに、農民の共同組織としての私的側面を有していた。この私的側面の一つとして、共有（総有）財産の管理が挙げられる。その他には、現在の町内会・自治会が有している自治組織としての役割を果たしていたと思われる。結局、行政の末端組織としての性格を合わせると、旧村は、3つの役割を果たしていたと考えられる。このうちの行政の末端組織としての性格が、明治22年町村制の施行により、新・町村へ移ることになる。その他の共同体としての機能は、これまで通りの旧村組織に残ったものである。

このような旧村の地域が都市住宅地化すると、入会集団としての機能と、自治組織としての機能が分かれてくる。入会集団は構成員が労務提供などの負担をして財産を管理するが、単に当該地域に転入したものの入会持分を取得せず従って財産について義務を負わない住民が生じるからである。このような外来住民を含めた地域住民組織は、入会財産がまったくない地域の町内会・自治会と変わりはない。このようにして、もとは入会集団として一体であった組織が、旧来からの財産管理組織と、新旧住民の混在する住民組織の2つに分化するのである。後者が地縁による団体として市町村長の認可を受けうることは疑いないにしても、ある組織の全員が入会権者である場合、その組織は入会集団というべく、この組織が上記認可を受けることができるかどうかは、このような歴史的経緯を踏まえ、

入会集団とそうでない地域住民組織を明確に区別した上で考える必要がある。

明治 22 年町村制の後、町内会は昭和 16 年に全住民を構成員とする地域団体に位置付けられ、同 18 年・市制・町村制改正により、法律で公認される団体になった。入会集団は共同財産を維持するために必要な組織として、構成員たる農家の自主的団体として位置付けられてきたが、その後、町内会と入会集団との間の関係は、その法的性質において区別されてきたという経過がある。戦後に到り、昭和 22 年政令 15 号により、町内会・部落会等は正式に廃止となった。ただそれでも、名称や目的を変えるなどしてその後も存続したものがあるといわれている。

しかし、法制度としては、昭和 22 年 7 月 3 日をもって町内会・自治会の有する財産はすべて市町村に帰属するという前記政令 15 号の規定にもとづき、これ以降はかような団体は存在しなくなったというのが建前である。ただ、昭和 27 年サンフランシスコ講和条約の発効により、再度一斉復活したといわれている。その後、町内会・自治会は全国各地で、新たに住宅地開発により大量に組織されているという状況である。

町内会・自治会といった地域住民組織は、上記政令による廃止された以後は、制定法上の根拠はなかったが、前述のように、平成 3 年地方自治法の一部改正によって新設された同法 260 条の 2 以下に地縁による団体の規定が設けられ、今日に到っている。

なお入会集団については、昭和 16 年の内務省・農林省の両次官通牒により、農協団体として部落における農家の自主的団体とされ、前記政令 15 号の影響を受けずに一貫して明治以来今日に続いているという特徴がある。

以上のように、町内会・自治会という組織と入会集団は、沿革上の違いがあることを指摘しておきたい。

2 目的及び法的性質

町内会等の目的は無限定もしくは包括的であると指摘されている。これに対して入会集団は、一定の共同の目的にもとづき財産を管理する組織である。その性格は、実在的総合人すなわち構成員の総体であると考えられている。この点、入会集団は、会社と異なる。会社は、株主等の社員（構成員）の総体ではなく、構成員の人格から分離した単一性を特徴とする社団であり、町内会・自治会はむしろこちらの方に近い。かような社団組織が法人格を有していれば社団法人として、これを有していなければ民法学でいう権利能力なき社団として位置付けられよう。

3 構成員資格の得喪の要件

明治初期・地租改正を契機として、近代的土地所有権制が確立したといわれている。その際に、入会財産を現実的・具体的に支配していた村落が、この事実にもとづいて入会権帰属主体として認められた。その構成員となるためには、単にその地域に居住することだけでなく、慣習で定まった一定の資格・手続が必要であった。というのは、共同財産維持のために種々の労働が必要で、入会集団構成員の義務として、かような共同労働への参加が求められる。この義務の履行が集団への加入要件（資格）なのである。その意味において、入会権は、公法的な権利ではなく、必ずしも当該地域住民全体が入会権者ではない。

これに対し、町内会・自治会等においては、一定の地域に居住する者全員が会員とされ

ている。事実上、居住者をなかば自動的に構成員としているのである。ところが、認可地縁団体は、構成員が個人となっており、この点が町内会とは違う。また、町内会は、生活居住世帯だけでなく、店舗・工場・事務所など一すなわち法人を構成員として認めている場合がある。この点が認可地縁団体の要件との関係で問題となる。

前述のように、入会集団においては、転出失権が原則であるが、町内会の場合も、その財産について構成員に権利があるかどうかにかかわらず転出により構成員としての資格を失うことになる。

4 規範

入会集団も町内会も、それぞれの自治規範を有する。入会集団の場合には、民法 263 条・294 条が各地方の慣習に従うと規定しており、かかる慣習が法的効力を有するので、これが入会集団の規範であるといえる。この慣習にもとづいて成文の規約を設けている地域もある。ただし、成文規約は慣習の成立要件ではなく、不文律としての規範もありうる。しかし、町内会には、民法 263 条・294 条のごとき特別の規定は設けられていない。

5 区域

入会集団は、多くの場合、大字又はその下における組を区域とするが、灌漑用水を管理を目的とした入会集団などの場合はかような区域内に構成員がまとまっているのではなく、水系に沿って構成員が点在することもありうる。しかし、町内会等の場合には、一定区域内にまとまるのが普通であろう。そのような町内会の場合には、当該区域を表す地名を団体名の中に関している。

6 小括

入会集団と町内会は、種々の面で違いがあり、包括的に両者の法的人格は同一だとはいえないだろう。たとえば、大阪高裁平成 9 年 12 月 18 日判決（戦後入会判決集第 3 巻 233 頁）は、両者の権利主体性の同一性が認められるための要件として、次の指摘をしている。

「権利主体としての同一性が認められるためには、その構成員の資格、権利・義務に関する組織原理が一致しているとか、区域の同一性、当該団体を規律する慣習的規範、管理機構に共通性が存在することが必要であると解される」

この判断基準を踏まえると、一般論としては、入会集団と町内会の両者間に権利主体としての同一性を認めることはできないと思われる。

第 2 「地縁による団体」としての認可要件

入会集団は、地方自治法 260 条の 2・1 項に定める「地縁による団体」として、認可を受けられるのだろうか。以下、同 2 項における認可の要件を検討する。

1 認可要件

(1) 目的

「地縁による団体」は、その区域に住所を有するという繋がりにもとづいて組織される

ものである。すなわち特定目的の活動を行う団体や特定の属性を必要とする団体は、「地縁による団体」には当たらない。それは、一定地域に居住しているという繋がりだけで、それ以外の要素は一切考慮されない性格の組織である。

ところが入会集団は、共同財産の管理という特定の目的を有する。「地縁による団体」は、包括的・多目的・総合的な目的の組織であり、この点で、入会集団と「地縁による団体」は異なるといわざるをえない。

また「地縁による団体」は、現にその活動、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理と良好な地域社会の維持、および形成に資する地域的な共同活動を行っているといわれる必要がある。入会集団は、その集団内部の共同活動は行っているが、それを越えて地域的な共同活動を行なっているとはいえないのではないだろうか。

地方自治法 260 条の 2・1 項における市町村長の認可は、「地縁による団体」が地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利を保有することを目的としている。しかし、入会権といった慣習上の物権はこれに含まれないというのが、平成 3 年 4 月 2 日の行政管理課長通知の趣旨である。したがって、入会権の客体たる不動産を保有する目的で、入会集団を「地縁による団体」として市町村長が認可することは、地方自治法 260 条の 2 以下の立法経過からすると、困難であろうと思われる。

(2) 区域

地縁は、一定区域の住民相互の関係である。地方自治法 260 条の 2・4 項は、この区域に存在する上記関係が相当の期間にわたって存続していることを求めている。この区域は、客観的に明らかなものでなければならない(同 2 項 2 号)。ところが、入会集団の場合は、入会権者の範囲が必ずしも一定区域に限定しているわけではない。利益を得る者が一定区域にまとまって居住しているとは限らない。あちらこちらに点在する場合もある。そうすると、入会集団と、「地縁による団体」とは異なるということになるだろう。

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人は構成員となることができるものとするというのが地方自治法 260 条の 2 以下の「地縁による団体」に関する規定の趣旨である。加えて、その相当数の者が現に構成員となっていることが求められている(同 2 項 3 号)。ここでいう相当数とは過半数だとする文献がある。すなわち、「地縁による団体」の構成員の資格要件は一定の区域に居住することだけであり、それ以外の、年齢、性別、国籍等はその要件とはならない。したがって、未成年者や制限能力者も「地縁による団体」の構成員になることができる。ということは、逆に、それ以外の要件を付している団体は、「地縁による団体」としての認可を受けることができないということになる。加えて、構成員資格要件として、「その区域に住所を有するすべての個人」とされているから、従来から区域内に住所を有する法人を構成員としていたという場合には、「地縁による団体」として認可を受けるためには、その法人を構成員から除外しなければならなくなる。もとより、年齢や性別等を構成員資格要件とするような団体は、「地縁による団体」として認可を受けることができない。

入会集団は、前述のように、構成員の資格要件は慣習によって定まり、当該地域の住民全員が集団構成員になるわけではなく、また、住民個々人ではなく、その世帯又は世帯主を構成員の単位とすることが通例である。よって、この点でも、入会集団は、「地縁による

団体」としての認可を受けるについては問題ありということになる。

地方自治法 260 条の 2・1 項にいう「一定の区域に住所を有する者」の住所は、地方自治法にいう住所だといわれている。しかし、転出失権を原則とする入会集団の場合、地域内居住はここでいう住所概念とは必ずしも一致しない。たとえば入会権者の（住民基本台帳法上の）住所が当該地域内になくても、入会財産管理のための義務が果せる地域に居住していれば転出者として失権しないとの慣習もありうる。

(4) 規約

認可地縁団体は法律上成文規約を要求されておりますが、入会集団にはこれは求められない。また、成文規約があったとしても、これとは異なる慣習がある場合、同規約の法律的な効力は違うといわざるをえないだろう。

2 認可申請

「地縁による団体」として認可申請を行なうにあたり、まず当該団体の規約の定めるところに従って総会を開催し、その決定を得なければならない。

この決定は、既存の団体を認可地縁団体に組織変更するためのものである。さらに、既存の団体が有する財産を認可地縁団体に移転する場合は、そのための決議が別途必要ということになる。これは、認可地縁団体創立総会の場で決議してもよい。ただ、理論的には、財産を新団体へ譲渡する旨の決議は、既存団体のそれだから、その決議方法は既存団体の者でなければならない。

3 市町村長の認可

この認可は、行政法上の概念であり行政処分たる形成行為にあたりと解されている。前述のように、市町村長への認可申請にあたっては、申請のあった地縁による団体の申請が認可要件を満たしているかどうかということである。市町村の認可を受けた時は、法律の目的の範囲内において権利を有し、義務を負うと、つまり権利能力を取得する。ここでいう権利の中に入会権が含まれないことは前述した。

市町村長は、認可を受けた「地縁による団体」が、地方自治法 260 条の 2・2 項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなった時や、不正手段により 1 項の認可を受けた時はその認可を取り消すことができる。事後的に要件が欠缺しても、認可が取消されるということである。当初から要件欠缺があるにもかかわらず行なわれた認可は、瑕疵ある行政行為として取消事由、明白かつ重大な瑕疵があれば無効事由になると解される。

このように認可要件というのは、認可地縁団体の成立要件のみならず存続要件であると考えられる。そうであれば、入会集団は目的、区域、構成員、規約等に関し、認可要件を欠くといわざるをえないのではないだろうか。したがって、仮に認可が得られたとしても成立時に瑕疵がある、もしくは成立後に瑕疵があるということであれば、例えば入会財産を従前の慣習のまま入会財産として管理しているということであれば、瑕疵があるということにならざるをえないと思われる。

第3 まとめ

平成3年地方自治法改正にもとづく「地縁による団体」規定設置にあたり、自治省・農林水産省間の覚書が交わされている。これは、認可地縁団体制度設置により、入会集団が「地縁による団体」としての認可を得ることの危惧にもとづいている。したがって前述のように、不動産または不動産に関する権利が認可地縁団体の財産の中に入っていれば、問題があるということになる。この点私は、入会財産を認可地縁団体の財産とするためには、少なくとも、入会権者の全員の同意を得て入会権を消滅させ、個人的共有財産とした上で認可地縁団体に移転させる手続が必要ではないかと思う。この手続を踏めば、この財産については、入会権は消滅して認可地縁団体の単独所有物となる。

後日、当該認可地縁団体が解散した場合、解散した認可地縁団体の財産は規約で指定した者に帰属する（地方自治法260条の31・1項）。その場合、構成員全員を帰属者に指定することで残余財産を分配することは可能であるが、これを解散時の構成員だけに分配するは妥当でないと思われている。また、認可地縁団体の残余財産を認可地縁団体に投資した入会集団の構成員だけに分配することも考えられるが、長年、認可地縁団体の財産として管理利用されてきた財産を投資した入会集団の構成員だけに分配することが妥当か疑問の余地がある。

第2 報告質疑

(枚田) 昭和18年の市町村制改正によって町内会部落会を法律で公認されることになったということだが、その公認という意味は法人格が認められたという意味か。

(岡本) 法律に規定が設けられたということで、法人格が認められたわけではない。ここで補足しておきたい。私は近年、入会集団の法人化について研究を始めた。考察の対象は、会社法上の4つの形態（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社）、一般社団法人・一般財団法人、認可地縁団体、NPO、有限責任事業組合、民法上の組合である。入会集団が権利能力なき社団であるとする裁判例もあるが、これについては異論もある。入会集団を法人化するとすれば、上記法政制度のうちどれがふさわしいか、考えていただくきっかけとなればと思って報告した。

(江淵) 入会集団が入会地を処分し、その収益金を持って集会所を建設した場合、その集会所は入会権の客体、入会財産であると考えるか。

(岡本) 処分した財産を入会集団が入会財産として管理しようとするのか、一般の共有財産として管理しようとするのか、それによって解釈は変わると思う。

(江淵) この集会所を基本財産として当該入会集団が地縁団体としての認可を申請し、それに対して市町村長がこれに対して認可をした場合、それは不適切か。

(岡本) 一概にはいえないと思う。その財産（集会所）の法的性質による。元々は入会集団が集会所を直接管理しているという場合、それは入会財産だろう。

(江淵) 入会権の客体は基本的には個人的共有に分解し、そして、最終的に共有物分割の対象となりうるものではないだろうか。いくら入会地からの収益で建設したとしても、集会所はそのような運命をたどることができるだろうか。

(岡本) ケースバイケースだと思う。

(江淵) 入会財産処分収益金で建設したとしても、入会権者以外の住民も当然のごとく使用する集会所がなお入会財産としての性格を保持していると考えerことは無理だと思う。

(岡本) 入会地処分にもとづく収益金は、入会関係廃止の合意がないかぎり入会財産といわなければならない。これを資金として集会所を建設した場合、その集会所はなお入会財産とみることができると思う。

(江淵) そうだとした場合、入会財産たる集会所を管理する地縁団体に対し、市町村長が認可することは不適切か。そもそも、集会所は入会財産たりうるのか。集会所については、入会権者以外の住民も、入会権者と平等に使用する性格のものだから、それは、すでに入会財産でなく、一種の社団財産と解すべきではないか。

(中尾) 入会財産処分による収益金で建築した集会所は入会財産ではないか。ただそれが地縁団体名義で登記されれば、地縁団体の所有財産となるのではないか。

(江淵) 登記にそのような効力があると解することは、登記に関する民法原理に反する。

(中尾) 集会所は、地域の総有財産だ。

(江淵) 以前には中尾さんはそのようには解していなかったはずだ。

(座長・矢野) 岡本さんの報告の趣旨を確認したい。島根県においても、生産森林組合を解散したいという希望が出ている。そしてその解散後、森林資産の受け皿として「地縁による団体」を選択する例がある。岡本さんの報告の趣旨は、入会集団と認可地縁団体は異なるから入会集団が「地縁による団体」として認可を受けることはできないというものだった。

(岡本) 認可があっても、法定要件が欠けるという理由で認可が取消されるという危惧はありうる。

(枚田) 近代化法を経由して設立された生産森林組合を解散して「地縁による団体」を設立して認可を受けるという場合には、入会権は消滅している。この場合には、入会集団においては認可要件を欠くという岡本さんの指摘は当たらないということになるのか。

(岡本) 私の報告は、入会集団に対する認可の問題だったが、生産森林組合にも同様の問題がある。

(江淵) 入会林野整備を経由して生産森林組合を設立したものの、従前に入会集団の時代と経営実体は何も変わらないという地域はたくさんある。

(岡本) 入会権が消滅していたとしても、生産森林組合は、「地縁による団体」としての認可要件を欠く。

(江淵) 岡本さんの報告は団体を抽象的に論じすぎていると思う。

(岡本) この前、中日本の研究会に出席して知見を得た。現在は生産森林組合解散の話が多いが、滋賀県栗東市における生産森林組合が合併したというケースが、この研究会で報告された。このようなケースは、全国でも初めてらしい。生産森林組合解散という消極的な方法を考えるのではなく、みなが手を携えて協力するという合併方式も考えるべきだ。また、企業が生産森林組合のパートナーとして森林管理に協力している例も報告された。少しでも前向きな姿勢が欲しい。

第3報告

安来市における生産森林組合の解散

安来市鳥木町
大久佐 明夫

1 安来市の概況と町内会有林

かつて大塚村鳥木生産森林組合があった安来市鳥木町（以下「鳥木町」）は、JR 安来駅から南 8 キロに位置する世帯数 22 の集落である。このうち、農地保有者は 20 戸であるが、農業経営に従事している者は 16 戸である。山林を所有する個人は多く植林している者もいるが、林業収入を得ている者は皆無である。

現在、上記 22 世帯は、町内会を設けている。この組織は、「地縁による団体」として、安来市長より地方自治法 260 条の 2 第 1 項にもとづく認可を受けている。

現在、「地縁による団体」としての内会は、山林 16 ヘクタールを所有している。このうち、人工林は、7 ヘクタールである。そのほかの 9 ヘクタールは、自然林である。植林事業や作業道の設置など、山林の維持作業は、すべて森林組合に委託している。町内会員で直接下草刈り等の作業を志したこともあるが、重労働のため、結局は実現しなかった。

2 鳥木集落と町内会有林の沿革

明治 22 年・町村制以前、この地域には鳥木村があった。町村制施行にあたり、大塚町・大塚村・上吉田村・下吉田村とこの鳥木村が合併し、新たに大塚村が生れ、鳥木村域はこの新村域内の大字となった。現在、この地域をと称している。その後、昭和 29 年に、大塚村は安来町・飯梨村・荒島村・赤江村、島田村と合併し、安来市が生れた。

もともと、現在の内会財産たる山林の旧土地台帳の所有者欄及び登記簿表題部所有者欄には「大字鳥木中」と記されていた。その後、登記簿表題部所有者欄において、この「大字鳥木中」の記載が、平成 15 年 8 月 12 日錯誤を原因として鳥木町在住の住民（世帯主）24 名の名義に改められ、さらに同 20 日に、この 24 名名義で保存登記された。このような登記をしたいきさつは、次の通りである。

昭和 28 年 3 月 15 日に、鳥木町住民により、大塚村鳥木生産森林組合が設立され、同年 6 月 30 日に設立登記が行なわれた。この組合設立にあたっては、当時の大塚村職員の示唆があったようである。このあたりの事情については、明確な記録が残っていないが、次のように推測される。

まず、このような集落が管理する山林などの財産については、よくわからないところがある。旧土地台帳の所有者欄及び登記簿表題部所有者欄には、「大字鳥木中」と記載されているが、鳥木村はすでに明治 22 年以降は存在していない。町村制施行により、この財産が

新大塚村の村有財産に帰したと解することは可能であろうが、かといって、その後も、旧鳥木村の住民が事実上の管理を続けている。そのために、この山林が誰の資産なのか、よくわからない。ここで、少なくとも、鳥木町住民によるこれら山林の事実上の管理を法律上の権利として明確にするためには、この者らが地上権を取得することが最も確実であると、前述の大塚村職員は考えた。そして、鳥木町住民が集団的にこれら山林を管理している実体を考慮すれば、これに忠実な法形式は生産森林組合にほかならない。そしてこの組合には法人格が認められるから、とりあえず、これらの山林を大塚村所有物として位置付け、同村が鳥木町住民によって組織された生産森林組合に対して、同山林についての地上権を設定すれば、①大塚村・②大塚村有（と思われる）山林・③鳥木町住民による事実上の管理、という 3 つの要素を明瞭に法律的に位置付けることができる——これが上記大塚村職員の考え方だったようである。このような考慮の末に、同職員が鳥木町住民に生産森林組合の設立・地上権の設定を提案し、これが実現したものであろうと推測される。

その後、鳥木生産森林組合運営のための処理は、この職員が代行していた。そのために、同職員の定年退職により、組合運営のための事務処理が滞るようになった。これが、同生産森林組合解散を検討するようになった理由である。

3 鳥木生産森林組合の設立と地上権の設定

地上権設定契約期間は、昭和 28 年から向う 60 年で、今年・平成 25 年が、この期間が終了年である。ただし、大塚村によるこれらの土地の所有権登記や、鳥木生産森林組合を地上権者とする地上権登記は行なわれていない。

この地上権設定契約を変更しようとする時は、契約満了の前、3 年までに各相手方に申し出て協議するものとすると言われていた。平成 25 年地上権契約終了の際にどうすればよいか、という点は、以前から意識されていた。

鳥木町の財産たる山林が隣接する吉田町内にある。この町内の住民がこの山林で伐採する作業を「陰手（のうて）刈り」といい、吉田町住民が鳥木町に対してその対価を支払うことになっていた。明治 28 年の記録が今でも鳥木町に残っている。「陰手刈り」は、明治 28 年から平成 14 年までの長きに亘って続けられた。その対価は、一貫して約 1000 円である。明治 28 年頃の 1000 円は大きな金額であったが、平成 14 年にこの金額を徴収することは意味がないと考え、平成 14 年以降は、この費用を徴収せず、その代わり、山林の管理を吉田町の人びとに委ねることとなった。

ついでながら、近隣の生産森林組合関係者から聞いた話であるが、陰手の権利の対象となる山林は、南 7 間、北 3 間、東西 5 間に及び、南 7 間とは竿立て 7 間、すなわち 7 間の竿を立てて計測することを意味する。これは、南面の日当たりがよいからである。

鳥木生産森林組合に関する文書は、昭和 39 年 10 月 5 日総会のものまで残されている。それ以降は、森林組合の一斉調査関係の文書を除き残っていない。この頃から、生産森林組合としては休眠状態に入ったものと思われる。これが再び表舞台に現れるのが、平成 13

年である。平成 16 年に安来市・広瀬町・伯太町が合併して現在の安来市が誕生したが、これに際して、広瀬町と伯太町を広域農道で結ぶ計画が立案された。この農道敷地として、鳥木生産森林組合による管理地の一部が必要だったのである。

4 山林の保存登記とその一部の処分

問題となるのは、大塚村を引き継いだ安来市において、これらの土地を明確に市有財産として意識し、そのように扱っていたわけではないことである。とはいえ、鳥木町住民は、これらの土地が、休眠状態の鳥木生産森林組合所有財産であると明確に意識していたわけでもない。いわば、旧土地台帳上の「大字鳥木中」の土地は、安来市と鳥木生産森林組合との関係において、市当局も鳥木町住民もよくわからないという状態が続いていた。ただ明確であった事実は、これらの土地が鳥木町住民の管理下にあったことである。そこで、これらの土地を、以後、鳥木町住民の所有物として明確化しよう（あるいは鳥木町住民がその所有権を取得しよう）という意図の下に、その保存登記をすることとなった。

これらの土地については、登記簿表題部所有者欄に、旧土地台帳上の「大字鳥木中」の記載が転記されていたので、平成 15 年 8 月 12 日に、所有者錯誤を原因として、当時の鳥木町の世帯主であった住民 24 名の名義に更正登記し、同 20 日にこの 24 名名義で保存登記した。その上で、同 19 日現物出資を原因として、大塚村鳥木生産森林組合へと所有権移転登記をした。上記の所有者錯誤を原因とする更正登記にあたっては、登記手続に詳しい安来市職員の協力を得ることができた。その後、これらの土地の一部を、前述の広域農道敷地として鳥木生産森林組合が処分するに到った。

休眠状態であった鳥木生産森林組合を再び起こすため、平成 13 年に役員を新たに選任し、翌年・平成 14 年にその旨の変更登記を行なった。この間、役員選任懈怠があったとして森林組合法 122 条にもとづく過料を受け、約 1 万 5 千円を納付した。この年に、この農道の敷地として必要な土地を売り渡し、同年に工事が始まった。この譲渡は、収用事業にもとづき原則としては非課税である。

5 集会所建設と地縁団体設立・認可取得

鳥木町には、これまでは集会所がなかったため、地区の寄り合いは、各世帯持回りで、実施してきたが、これが担当世帯の負担となっていた。そのため、集会所建設が念願であった。問題は、その登記にあった。他の地域では、このような集会所について、住民の共有名義や、地区代表者の個人名義としている例がある。そのような地域においては、登記名義人あてに固定資産税納付書が送付されてくるので、地域の会計から支出し名義人にその金額を支払って納付してもらっている。そのような簡便な方法があることはわかっていたが、登記名義人が死亡した場合に相続の問題が生じてしまうことなどの問題を考慮し、登記に実体を忠実に反映させることを目的に、私たちの地区組織について地縁団体としての認可を正式に受け、この団体名義で集会所の土地建物の登記をすることとしたのである。

6 生産森林組合の解散へ向けて

地縁団体・鳥木町内会としての認可取得により、鳥木町において、生産森林組合の解散の意思が固まってきた。というのは、鳥木町の住民全世帯が生産森林組合の組合員であり、かつ地縁団体の構成員でもあったからである。もとより、上記農道敷地としての土地売却は収用事業として非課税であったものの、その他に民間事業者に土砂を売却しその収益があったので、税理士と相談の上、適切に納税した。それはよいとしても、償却資産報告書提出など、これに付随する様々な事務処理がたいへんだった。多くの組合幹部は高齢で、事務処理人員は私一人のため、その処理能力に限界があった。そのために、生産森林組合の解散を考えざるをえなかったのである。

もし旧来の生産森林組合と、このほど認可を受けた地縁団体の構成員に一世帯であっても齟齬があれば、前者の解散は難しかっただろう。しかし前述のように、旧来の生産森林組合と、認可を受けた地縁団体は、構成員が完全に一致する。そのために前者を解散しても、地区の組織的まとまりは維持できる。そこで、平成20年に、生産森林組合の解散を前提に、組合財産たる森林を地縁団体に贈与する旨を組合総会で決議し、翌年、解散した次第である。その後は、鳥根県への解散報告、解散登記と手続きが必要であった。解散後は、生産森林組合は清算法人となるが、この間の手続きも大変であった。債務はまったくなかったが、法令上、官報に解散を公告する必要があり、それなりの費用も必要だった。その後は、法令通り、清算終了の報告、その届出の手続きを踏んだ。このようにして、かつての生産森林組合の財産を認可地縁団体たる内会に移し、組合解散に到ることができた。

7 生産森林組合解散までの流れ

添付している資料(19頁)は、鳥木生産森林組合解散と地縁団体・内会設立の流れを図式化したものである。左から生産森林組合、地縁団体、法務局、県、国税関係、市税関係の順に説明している。まず役員改選の必要があれば、生産森林組合において総会を開催し、その選挙を実施した後、法務局で役員変更登記を、また県に総会終了と同登記完了の届を提出する。次に生産森林組合の解散総会を開き、清算人を選出する。県には解散認可を求め、これが認可されると解散認可書が交付される。それを法務局へ提出して解散登記と清算人兼任登記をする。その登記事項証明書を県に提出する。さらに、国と市の税務当局に、法人異動届けを提出する必要がある。

解散総会の前に、解散後の生産森林組合資産の受け皿として、地縁団体設立の手續を踏み、その認可を受けておく。総会時に、この財産を認可地縁団体へ贈与する旨の決議をし、これが成立したら、生産森林組合を登記義務者、認可地縁団体を登記権利者、登記原因を贈与する所有権移転登記申請をする。その登記原因の日付は組合総会における贈与決議の日となり、決議を記した書面がその移転登記手續の際の登記原因証明情報となる。

その後、清算人会を開催する。官報に生産森林組合解散を掲載し、清算人会が終了すれば、法務局で清算終了登記手續を執り、これが終わると県、県税、国税、市税の各当局に、

法人異動届を提出する。

これまで、生産森林組合解散の相談を受けたことが何件もあるが、つねにこの資料を提供して説明している。安来市における他の生産森林組合も解散したという話を聞いたが、手続の煩雑さのために、二の足を踏む地区も多いと思う。

8 課税について

前述の通り、鳥木生産森林組合と鳥木町内会は、法形式上の人格の別異は別として、構成員に齟齬はなく、組織の実体としては同一である。しかし、前者から後者への不動産の贈与にあたっては、不動産取得税賦課の対象とされた。また、鳥木町内会の集会所については、固定資産税減免の対象となっているが、山林については、従前通り、その課税対象とされている。なお、法務局における登記手続にあたっては、登録免許税が賦課されることはいままでのない。

9 生産森林組合の維持に要する業務

生産森林組合の維持に必要な業務は、役員の変更登記である。鳥木生産森林組合の場合には、3年に1度であった。自ら登記申請すれば費用はあまりかからないが、手間がかかる。手間の省略のために司法書士に委託すると経費が必要となってくる。

林野庁による一斉調査に対応するにも、高齢者では無理である。貸借対照表を高齢者に作成するように求めることは酷といわざるをえない。国・県・市に対する税務申告もしなければならぬ。これも登記申請と同様で、税理士に頼めば手間は省けるものの経費がかかる。所得がなければ国税は納めなくてよいが、住民税均等割は収益の有無にかかわらず賦課される。ただ安来市の場合には、生産森林組合に対してはこれを賦課していないと聞いている。

そのほか、定款にもとづき理事会・総会の開催、議事録作成や保管といった業務が必要であるが、現地の意見としては、やはり煩わしいというのが本音であろう。

第3 報告質疑

(枚田) 長崎県において、解散の時に、出資額が資産の評価額、山林の評価額の簿価と、解散時点での時価評価額に着目されてそれに対する課税負担が生ずるという問題があった。鳥木生産森林組合の解散の時、そのような問題はなかったか。

(大久佐) 不動産取得税は、固定資産評価額を基準として賦課された。

(枚田) 設立時から解散時に到るまで、評価は一般的に上がる。解散時点でその差が所得となって課税されると理解していた鳥木生産森林組合ではそのようなことはなかったか。

(大久佐) それはなかった。

(高尾) 設立時の出資財産は地上権だけだったのか。

(大久佐) 一口1000円の出資金により、資本金2万4000円となっている。

(高尾) 現金出資だけなのか。

(大久佐) そうだ。

(高尾) 生産森林組合に資産として現物が残っていれば清算人会で時価評価する必要がある。しかし、組合の資産であった土地は解散の前に町内会に寄付されており、評価は現金出資分のみとなるので課税されない。

(大久佐) そういうことになる。ちなみに出資財産という認識は、今、指摘を受けるまで有していなかった。

(深澤) 法人住民税均等割については、安来市では減免しているということか。

(大久佐) そうだ。

(江淵) 生産森林組合から地縁団体へ山林を贈与した後、この山林の固定資産税については従前とは変わらないか。

(大久佐) 変わらない。市の税務課と協議したが、それは減免対象にならないとされた。

(高尾) 地縁団体に寄付する際、地縁団体に不動産取得税が賦課されるということか。

(大久佐) そうだ。ただし価額が低いので、それほど大きな納付額ではなかった。

(中尾) 旧土地台帳上、これらの山林の所有者は「大字鳥木中」とされていたということだが、この所有者は財産区か。

(大久佐) そうではない。大字鳥木の地区に財産区は存在していない。

(中尾) そうだとすれば、大塚村長に地上権設定権限等は無いのではないか。

(江淵) この件については、私が説明したい。旧土地台帳の上では、これらの山林について、所有者を「大字鳥木中」とする記載があった。昭和35年・旧土地台帳と登記簿の統合にあたり、登記簿に表題部所有者欄が設けられて、ここに旧土地台帳上の所有者が転記された。その後、所有者錯誤を原因として、この表題部所有者欄につき鳥木町住民24名の共有名義に更正登記されている。このような登記申請と登記官による受理は、珍しい。われわれのような入会権研究者は、大字名が記された表題部所有者欄のその記載を閲すれば、これが入会地の登記である可能性を感じず。しかし登記官は、その研修過程において、入会権に関する正確な知識を修得することはないのでそのように解することはまれである。むしろこれは財産区財産との理解が登記官の耳になじみやすい。鳥木町現地での大久佐さんからの聴き取りによれば、かつて大塚村から地上権の設定を受けたという山林は、鳥木町住民24名の共有の性質を有する入会地、すなわちその所有者はこれらの人びとなのであり、「大字鳥木中」という旧土地台帳等の記載は、それを意味する。したがって、この土地が大塚村有財産であるという前提で、同村による旧鳥木村の地域（町村制以後の大字鳥木）の住民への地上権設定は奇妙だ。というのは、町村制時に、鳥木村による新大塚村へのこれら財産の処分があった事実が見当たらないからである。それにもかかわらず、大久佐さんの報告に出てくる大塚村のある職員が、同土地が大塚村有となったとの誤解のもとに、鳥木町住民の旧来からの同土地管理の事実を守るため、同住民らに地上権を設定したと思われる。鳥木生産森林組合設立は、このような誤解と連動している。さらに、大久佐さん

の報告にあったように、この土地の一部について広域農道を設けるにあたり、誰を所有者としてその土地を処分するかという問題が生じた。これらの土地については、保存登記が行なわれていないので、処分にあってはその手続をする必要がある。そこで、大塚村を引き継いだ安来市と、鳥木町住民は、表題部所有者欄の「大字鳥木中」の記載をもって正式に現在の鳥木町住民による共有と解釈し、「大字鳥木中」の記載が誤りであって正しくは鳥木町住民の共有と記載すべきであった、という意味で、所有者錯誤を原因として、鳥木町住民の共有名義を実現すべく表題部所有者欄の更正登記手続が踏まれ、これにもとづく保存登記が行なわれた次第である。この更正登記手続にあたっては、登記に詳しい安来市職員が協力している。この職員が登記官に対して、上記の事情を説明したと見てよい。この市職員の協力こそがこの表題部所有者欄更正が実現した核心だと、私は推測している。というのは、前述のように、「大字鳥木中」という表題部所有者欄の記載を見れば、登記官はこれが「鳥木財産区」であると短絡・誤解するはずだからである。もしこれが真に財産区を表示するものであれば、これら土地については、安来市長が管理者であることになる。その市長が（具体的には市長の指揮命令下にある職員が）、かかる保存登記申請にあたり、これは財産区財産ではなくこの地区住民の共有であると登記官に説明すれば、登記官の心証がそのように動いてこの表題部所有者更正登記申請を受理しても不自然ではない。

（大久佐） 昨日、この更正登記手続に協力してくれた職員と話しをして確認した。いまの江淵さんの解釈で間違いないと思う。

（岡本） この更正登記申請時に、安来市による証明のための文書が提出されたか。

（大久佐） 何らかの文書を登記申請書に添付したような記憶がある。

（岡本） どのような文書か。

（大久佐） ここにはないので明確には答えられないが、単なる口頭による登記官への説明ではなく、公的な文書を提出したと思う。

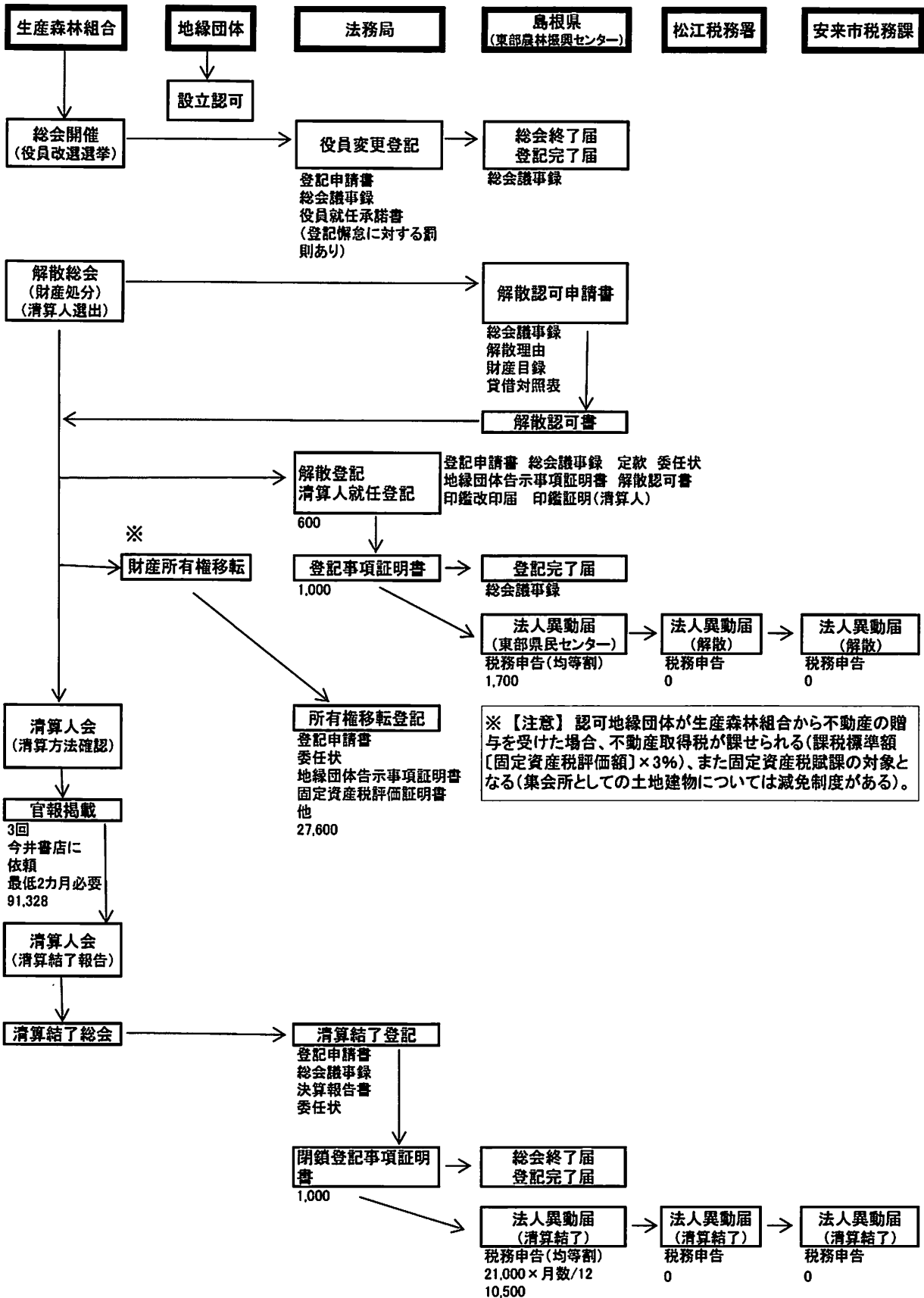
（江淵） 先ほど私は、明治22年・町村制にもとづき、旧鳥木村持財産が新大塚村の財産となったわけではないと述べた。私は法制史が専門ではないので、これを専門とする矢野さんにこの点に関する意見を聞いて確認をお願いしたい。

（座長・矢野） 私もそうだと思う。明治22年に町村制が施行され、鳥木村が大塚村に合併されたからといって、旧鳥木村の財産が何の処分もなく自動的に大塚村有財産となるというわけではない。旧村持財産は、そのような性格のものではない。むしろ地方行政の中で、そのような解釈をする例は多々ある。しかし、法理論としてはその解釈は誤りである。

（江淵） 旧大塚村の職員がそのような誤った解釈により、地上権設定・生産森林組合設立を主導したものだだろう。ただ、この解釈によって旧鳥木村の人びとをこの土地から排除するという措置が執られなかったことは評価すべきである。私は、誤った解釈を前提としつつも、旧来からの地元の慣習を尊重しようとしたこの職員の姿勢は誠実であったという印象を持っている。

資料 鳥木生産森林組合の解散・資産贈与と鳥木町内会の組織化の流れ

(数字は経費)



第 4 報告

松江市新庄町における生産森林組合の解散

島根大学法文学部

江渕 武彦

1 松江市新庄町内会

(1) 松江市新庄町の概況と地下山

松江市新庄町は、松江市街から約 7 キロ東西、中海に接する地区である。松江市街への通勤圏ながら外来世帯はごくわずかで、なお農村としての景観を保っている。

藩政期には 60 戸ほどの集落であったが、現在は、70 数戸を擁する。藩政期から明治初期にかけて、この地域の新庄村は、他の 8 か村とともに島根郡を形成し、字大内原北平に 3 筆、字宮内に 2 筆、合計約 66ha の村持山を有していた。この山林を、地元では、地下山と称している。この山林については、おそらくは、古くから村びとの日常生活に必要な燃料や生産資源の供給地として、村びとにより入会利用が行なわれてきたと思われる。

明治に入り、地租改正時に、この新庄村持地について村あてに地券が交付されたものと推測される。

(2) 明治 22 年・町村制以後の地下山

明治 22 年・町村制に際し、新庄村と上記 8 か村が合併して、公共団体としての（新）本庄村が成立した。それまでの新庄村域は、この本庄村の行政区画たる大字となったが（ただし、現在は大字の名称は使われておらず、「新庄町」と称されている）、旧新庄村持財産はその影響を受けることなく、従前通り、旧新庄村の住民の入会地としての利用が継続した。

この明治 22 年に、地券制度が廃され、土地台帳規則にもとづいて、（旧）土地台帳制度が出発する。しかし、旧新庄村持入会地については、これ以降も土地台帳は作成されていなかったもようで、大正 6 年に初めて土地台帳が設けられ、保存登録が行なわれた（後述）。

その後、明治 31 年明治民法施行に伴い、この土地は、住民の共有の性質を有する入会権（民法 263 条）の客体となったと見てよいだろう。

(3) 部落有林野統一

明治末期から大正初期にかけて、この旧新庄村持入会地がいわゆる部落有林野統一の候補となり、旧新庄村の住民は、本庄村から寄附を勧奨されている。これは、公有林野官行造林法（大正 9 法律第 7 号）にもとづく官行造林の誘致が目的であったようにも思われる。この法律にもとづく植林は、市町村等の公共団体の所有地でなければならない（同法 1 条：ただし、昭和 31 年法律第 13 号による改正で、同法の名称は「公有林野等官行造林法」となり、官行造林の対象が一定の私有地（市町村ノ住民又ハ市町村内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ガ旧来ノ慣行ニ依リ共同利用ニ供スル森林又ハ原野）にまで拡大された）。本庄村は、新庄住民に対して、これを理由に、官行造林事業誘致のために同村への旧新庄村持入会地の統一編入を勧めたのかもしれない。遡る明治 44 年に統一協定が結ばれ、伐採木収

益金の分収割合や、伐採後の地元への土地返却が定められた。このような事情から、この地における部落有林野統一については、地元の抵抗は強くなかったのではないかと推測される。

ただ、ここに一つ謎がある。それは、統一協定が前述のように明治 44 年であることである。公有林野官行造林法制定は大正 9 年であり、この法律にもとづく官行造林誘致が 10 年近くも前に行なわれたと解することには無理があるようにも思われる。ことによると、この部落有林野統一の前提となっている植林事業は、本庄村によるものであったのかもしれない。

大正 3 年 2 月 25 日に、この土地が本庄村有財産へと編入された。これにより、統一の対象となった共有入会地は、共有の性質を有しない入会権（民法 294 条）の客体へと転化したと思われる。ただし、上記統一に関する旧土地台帳上の手続（保存と移転）が執られたのは、これから 3 年以上経過した後であった。

旧土地台帳の記載を見ると、旧新庄村持入会地については、大正 6 年 11 月 8 日「新庄組中」名義で保存登録され、同日、本庄村あてに寄附を原因として移転登録されている。また、後述の分筆後の登記も同様で、この日に、寄附を原因として、本庄村へ移転登記されている。

旧土地台帳における保存と移転の各登録が同日であることは、これらの土地について地券が交付されたのみで、前述のように旧土地台帳への登載がこれまで行なわれておらず、部落有林野統一を契機として、同台帳編綴が行なわれたことを意味する。すなわちこれらの土地について、行政による何からの扱い（たとえば町村制 114 条における「町村ノ一部」たる大字新庄の財産としての扱い）があったこともなく、また、他者との間でいずれの取引も行なわれず、もっぱら、村落共同体としての新庄の住民による利用に供されるのみであったことがうかがえる。なお、大正 12 年に、本庄村有地となったこの土地約 21ha に、官行造林が行なわれた。

旧新庄村持入会地は、地元では、地下山と呼ばれている。それは、入会地、野山、官行造林地の 3 種類に分けられていた。入会地とは、採薪等のために自由に立ち入りが認められていた山林である。昭和 40 年代には、まだ薪を燃料として使用するかまどを持つ世帯があり、採薪のための入会地利用は行なわれていたようである。野山という土地がいかなる利用に供されていたのか、現在ではよくわかっていないが、何らかの理由で、留山利用が行なわれていた可能性がある。ここで重要なことは、地元住民が官行造林地もまた地下山の一種として認識していたことである。すなわち、部落有林野統一事業は、新庄住民にとっては形式的なものにすぎず、本庄村への寄附をした官行造林地すらも、この寄附は単なる形式に留まる——単に自らがこの土地に限って留山措置を執っているだけで、実質的には地下山の一種として扱われていた、ということである。

ついでながら、この間、上記官行造林が実施された当時、この土地は旧土地台帳上の登録のみであり、保存登記されていなかった。そのために、国はこの造林にあたっての土地の使用権につき登記を取得していない。ただ、公有林野官行造林法 3 条は国と公共団体の契約存続期間中において国が地上権を有することを法定しているため、一種の法定地上権

として国が登記にもとづかない対抗力を有しているとの解釈が可能だろう。そのために、かかる国の地上権が未登記であることにつき、行政実務上、問題視されなかったのではないかと推測される。

(4) 松江市への合併と官行造林地払下げ

本庄村は、昭和 30 年に松江市に合併される。そしてその直後に官行造林地で伐採が行なわれ、収益の半分を国が取得したほか、統一協定にもとづき、松江市が 10%、地元新庄町住民が 40%を取得している。この新庄住民への伐採収益金配分割合の大きさが、①この地の部落有林野統一事業が国による造林誘致という性格を有していたこと、②同事業により新庄住民らが対象となった土地について無権利となったわけではないこと、の傍証である。

ところで、この昭和 30 年に、部落有林野統一の対象となった土地の一部が、地元新庄住民に「払下」の名目で返還されている。このうちの一部について、旧土地台帳と登記の記載を述べておきたい。

宇大内原北平 1410 番の 2 は、旧土地台帳上、大正 6 年 11 月 8 日に「新庄組中」から寄附を原因として「本庄村」へ移転登録されている。さらに旧土地台帳上、この土地が昭和 30 年 5 月 7 日に分筆され、そのうちの一筆・1410 番 25 が、同年 5 月 19 日に、新庄住民 11 名に対して払い下げられている。この分筆に伴い、その翌日に、表題部改製として 1410 番 25 の登記簿表題部作成の上で甲区が編綴され、本庄村から新庄住民 11 名あてに昭和 30 年 5 月 5 日払下を原因として移転登記されている（なお、この甲区における本庄村の所有権取得原因は大正 3 年 2 月 25 日寄附となっている）。

ここで、旧土地台帳と登記簿の記載に矛盾があることを指摘しておきたい（旧と表現しているが、この当時は昭和 30 年なので、この土地台帳はまだ効力を有している）。旧土地台帳の上で 1410 番の 2 から 1410 番の 25 が分筆されたのが昭和 30 年 5 月 7 日、それが本庄村から新庄住民 11 名あてに払い下げられたのが同年 5 月 19 日、ところが登記簿の記載は、昭和 30 年 5 月 5 日払下となっている。この 1410 番 25 という土地は、この日にはまだ存在していない。したがって、この日の払下は不可能といわざるをえない。しかも、この日は休日であり、常識的に考えれば、本庄村において払下のための業務は行われない（職員が休日出勤して処理したというのであれば別だが）。

この矛盾はさておき、本庄村が大正 3 年に部落有林野統一によって旧新庄村持入会地の所有権を取得し、この本庄村の地位を承継した松江市は、この土地の一部を分筆して地元住民に所有権を返還した（住民らはこの土地につき 11 名の代表者を選出して登記名義人とした）、ということである。この分筆は、はたして何を意味しているのだろうか。

この問題は、昭和 30 年に本庄村が松江市に合併されたところにあるのではないか。すなわち、大正 3 年における旧新庄村持財産の本庄村への統一に際し、同村と新庄住民との間の統一協定の趣旨（上記①②）は、松江市に引き継がれなかったのではないか。このようなケースは、市町村の非対等合併の際によく生ずる。

すなわち、規模の大きい市がより規模の小さい村を吸収するに際し、村がかつて実施した部落有林野統一の際の事情を市が結果として無視してしまう事態が発生するのである。

たとえば、ある村が隣接市への吸収合併を控え、かつて部落有林野統一を強行に進める見返りとして地元民の対象地利用利益を奪わないように配慮し、その結果、法解釈としては、地元民が共有の性質を有しない入会権を留保して統一に応じたと解されることは珍しくない。それにもかかわらず、その事情を知らない当該市の管財部局担当者が、部落有林野統一と共有の性質を有しない入会権の関係に関する知識を有しないまま、この土地を何の負担制限のない村有財産と誤信し、当該合併前に、同村が実施しようとした地元住民への同土地返却を阻止した疑いがあるケースが存する。

おそらく、昭和 30 年・本庄村の松江市への合併に際し、前述のように、大正 3 年部落有林野統一の趣旨は引き継がれなかったのではないか。そのために、松江市は、当初の協定通りの全面的な土地の返還に難色を示し、新庄住民との間で対立を生じたのではないか。この旧官行造林地の分筆譲渡は、市と住民間の妥協の結果ではないかと思われる。

(5) 入会慣習

後述のように、この新庄入会地について、昭和 53 年に入会林野整備事業が実施されるが、ここで、この事業以前の地域の規範（入会慣習）について述べておきたい。

新庄の入会権者は、外部へ転出した場合、地下山に関する権利を喪失する。戦前に外地へ転出した者 1 名が戦後になって帰村したが、この者について復権が認められている。したがって、帰村復権の慣習が成立していると考えてよい。昭和 50 年頃、15ha の土地に植林が行なわれ、以降、年に 1 日の手入れ作業が全入会権者の出役によって行なわれている。不参加者は、3000 円の出不足金を徴収されていた。入会権者各自の権利（持分）の意識は明確であるものの、入会集団内外を問わず、各自の権利を他者に譲渡することは認められていない。これまで、地下山の大規模な処分の例はないが、処分にあたっての全員一致原則は意識されているようである。地下山の収益が各入会権者に配分された例はなく、すべて、地域の共益費に充てられていた。

(6) 入会林野整備事業

昭和 51 年に、島根県より、新庄町における入会集団あてに、入会林野整備事業の打診があった。おそらくは、県がこの事業を勧奨したものである。

当時、入会権者らにおいて、林業生産による収益獲得の予測があり（この頃木材価格は上昇基調にあり、とりわけ昭和 47 年から 49 年にかけての価格上昇が著しい）、この事業にもとづいて法人としての生産森林組合を設立してもその組織運営が収益により可能であること、当時、代表者 11 名名義となっていた地下山の登記につき、地元の地名を冠した法人名が実現できれば、この登記でより実体が反映しうることの利点に着目し、新庄における入会集団は、この事業に着手したものである。

昭和 53 年に、島根県知事は、この土地が民法 263 条に定める共有の性質を有する入会権の客体たることを確認し、入会林野整備事業を認可した。認可後の組合員数は 71、所有山林面積 46ha（このうち人工造林地は整備前に植林された 15ha）となっている。組合組織化以後、若干の分家加入者があった。ただ、この加入は、積極的な共同の林業経営参加の志にもとづくというより、地域内での一戸前の仲間としての付き合いを期待してのことである。

(7) 組合解散 ～ 認可地縁団体へ

この間、木材価格の低下が続いた。そのために、組合は間伐収入を得ることができず、その他、これといった収益がない一方で、法人住民税（均等割）81000円が賦課され、その他に毎年県に提出する会計書類作成費用（税理士報酬）、役員交替の際の法人登記手続等の支出が必要であった。その費用ねん出のため、各組合員から寄附を名目とする拠出金を集めなければならず、はたして何のための生産森林組合設立であったのか、という疑問が新庄生産森林組合を懊悩させることとなった。そのため、組合は、この地区の住民組織をもって地方自治法 260 条の 2・1 項の「地縁による団体」とし、松江市長の認可を得て、同条項に定める権利主体性にもとづいて組合所有山林を同団体名義へと移す計画を立案した。平成 20 年 7 月にこの計画が実行に移され、これ以降、この計画の中心たる生産森林組合の役員は、十数回にわたって市役所を訪問した（最も苦勞したのは、地縁団体規約づくりであった）という。

平成 24 年に、新庄町内会としてこれが地縁団体としての市長の認可が得られたので、これ以降、同町内会名義で不動産資産の登記が可能となった。そこで、新庄生産森林組合がその所有山林のすべてにつき、これを同町内会に贈与したとの形で、登記原因を贈与として、同町内会へ移転登記した。これにより、新庄生産森林組合は解散した。この（名目）贈与にもとづき、新庄町内会に不動産取得税（10 数万円）が課せられている。なお、この地縁団体の時代に入って、固定資産税が減額されたという。また、生産森林組合時代に義務付けられていた会計書類の県への提出義務がなくなり、現在の地縁団体方式においてはかような書類の提出の必要はない。そのために、税理士への報酬も節約できることとなった。

このように、生産森林組合解散・認可地縁団体設立により、節税等で年間に 13 万円以上も節約できることとなり、会員に課せられる寄附は、大幅に削減されることとなった。

地下山時代における集団構成員は、慣習上、世帯（主）であった。入会林野整備を經由した後の生産森林組合においては、この慣習と同じ方法を執ることができた。すなわち、組合員資格を新庄地区に在住する世帯主とすることで、事実上、旧来の入会慣習を継承することができたのである。しかし、今日の地縁団体の規約においては、新庄地区在住の個人（世帯主のみならず世帯員全員）を会員とする旨の資格要件を定めている。これによって、実際に乳幼児から高齢者まで、その氏名が会員名簿に登載されているのである。これは、旧来の入会慣習とは異なった扱いである。

地方自治法 260 条の 2・2 項 3 号は、地縁団体の構成員資格をもって「その区域に住所を有するすべての個人」と定める。新庄町内会の上記扱いは、この規定に従ったものであろう。この点、松江市から資格要件を世帯主ではなく世帯員まで含めるよう強い指導があったものでもないようだが、新庄町内会規約案を作成する過程で、おそらくは、地元の地縁団体設立発起人と松江市との協議の場でそのように決まったのであろう。

ただ、新庄町内会規約は、構成員資格要件としてそのように定めつつも、年一回開催される総会において、世帯員が世帯主へ委任状を託することを認め、これによって、世帯員

が出席したとみなしている。この方法で、事実上、世帯主のみによる総会が成立している
のである。

この地域は、松江市への通勤圏内にあるものの、市街化調整区域に指定されているので、
外来者の転入の可能性は高くない。また、入会林野整備事業の前後を通して、収益が個人
配分されたことはない。

第4 報告質疑

(中尾) 1410 番の 25 の土地の払下日・昭和 30 年 5 月 5 日について、江渚さんが疑問
を持つ理由は何か。

(江渚) 旧土地台帳上分筆によって 1410 番の 25 の土地を生じたのは昭和 30 年 5 月 7
日だ。したがって、5 月 5 日にはまだこの土地は存在していない。

(中尾) この払下は、本庄村が松江市に合併された直後のことだ。分筆登記以前であっ
ても、松江市との合併終了直後、休日であるとしても 5 月 5 日に払下のための合意をしよ
うということになったのではないか。

(江渚) しかし、旧土地台帳の記載内容とは矛盾している。分筆は昭和 30 年 5 月 7 日、
払下は 5 月 19 日と、土地台帳には記載されている。

(植木) 法人住民税均等割 8 万 1 千円という額はまちがいないか。収益がなければ、7
万 1 千円くらいではないかと思う。

(江渚) この金額は現地での聴き取りによる。

(大久佐) 安来市の場合は均等割の額は 5 万円だ。おそらく松江市の場合は 6 万円では
ないかと思う。県住民税は 2 万 1 千円となっている。

(植木) 自力で文書を作成しても県が提出に応じないということだが、島根県の指導は
厳格なのか。

(江渚) 現地の人びとはからそのように聴いた。自力で作成した書類は審査を通らない
が、税理士作成のものは間違いなく通ると指摘されていた。

(福島) 私も江渚さんの調査に同行し聴取に参加した。地域の方が自力で一生懸命書い
た書類を県が受け取ってくれないという。

(植木) それは県あてではなく、税務署あての書類ではないか。

(福島) 県あて書類だと、現地の方は言っていた。

(江渚) 私のメモと記憶もそうだ。

(高尾) 県の林務部局に提出する書類が通らないということはないと思う。県は、生産
森林組合から住民税を徴収している。したがって、県が書類作成を指導するのは当然だろ
う。県に提出する一般書類としては、総会関係、登記関係等のものがあるが、総会で議決
され、登記までしたものの不備を指摘して突き返すということはしない。それはかような
一般書類ではなく、国の一斉調査に関する書類ではないか。複式簿記を採用していない生
産森林組合もある。資産・収益の状況を記載する欄には、継続性がある。県は、この書類
の国への提出後、たびたび国から照会を受けることがある。

(福島) 新庄地区の方は、一斉調査に関する書類についていわれていたのかもしれない。

しかし、現地の方のこの発言は、一般的な書類も対象としていたように思われる。さまざまな書類に複雑なことを記述しなければならず、どうしても自力ではできないという意見だった。

(植木) 地縁団体設立手続に苦勞し、規約作成のために十数回に亘り市役所と協議したという報告だった。しかし、地縁団体規約であれば、何かフォーマットのようなものがあるのではないか。十数回も市役所へ行く必要があるのだろうか。

(江淵) それについては、私にもよくわからない。

(中尾) 造林時の新庄入会地の登記簿における乙区はどうなっていたのか。

(江淵) その時点ではこの土地について保存登記されていないから、乙区はない。保存登記は昭和 30 年だ。

(中尾) 保存登記されていない土地に官行造林が行なわれたのか。

(江淵) そうだ。したがって、国の地上権は登記されていない。

(中尾) 官行造林の期間は大正 12 年からいつまでか。

(江淵) 昭和 30 年までだ。

(座長・矢野) 明治 44 年 1 月 1 日に造林事業終了後土地返却の協定が結ばれたという。江淵さんは、これを官行造林事業計画と解する点につき疑問を留保された。すなわち、官行造林事業の準拠法である公有林野官行造林法が制定されたのは大正 9 年で、この法律制定の 10 年も前にこの地でこの立法を見越して官行造林が計画されたと考えるのは不自然だと、江淵さんは考えているわけだ。そうすると、明治 44 年時点の造林計画は、本庄村によるものと江淵さんは推測しているのか。

(江淵) よくわからないが、立法の 10 年も前に国がこの法律制定予定を本庄村に内示してこの法律にもとづく植林計画を立てたとは考えにくい。

(座長・矢野) 江淵さんが明治 44 年時点の新庄入会地植林計画をこの法律にもとづく造林ではないと推測されたのは適切だと思う。しかし、この法律制定以前から、国は各地で植林事業を開始している。たとえば、愛媛県五十崎村において、明治 30 年代、国が植林をした土地が明治 40 年代に部落有林野統一の対象となったケースがある。これは、国による植林地の部落有林野統一のモデルとして注目され、全国から視察者が訪れている。これをきっかけに、内務省・農商務省が全国的に植林を行なうようになり、この植林をバックアップするために、公有林野官行造林法ができたということだ。

(江淵) とすると、明治 44 年時点でのこの新庄入会地での植林は、やはり国による計画の可能性が強いということか。

(座長・矢野) そうだと思う。公有林野官行造林法制定までまだ 10 年もあるとの理由で国による植林計画立案の可能性を排斥するのは行き過ぎだ。この土地に、この法律制定後の大正 12 年に官行造林事業が実施されている。同法制定前の大正 3 年部落有林野統一は、国による植林が前提だったのではないか。したがって、明治 44 年時点での造林計画は、国によるものと率直に受け止めてもよいように思う。

入会相談

(福島) 今日の生産森林組合をめぐる情勢の中で、収益が得られなくても組合維持に労力や経費がかかるという点と、解散手続が煩雑であるという2点が問題となっている。前者が軽減されれば、組合維持を決意する地域もあると思う。組合解散を望む地域は確実に増えると思われるが、本日、解散後の森林の受け皿として地縁団体という方式は望ましくないという報告があった。組合維持に耐えられない一方で解散も難しいとなれば、進む方向が見えない。生産森林組合の現場から聞こえてくる声は、組合休止の措置や、法人住民税減免のための運動の必要性だ。この声を重視することで、よい方向性が探れないだろうか。

(座長・矢野) 生産森林組合が収益を得ることが難しいにもかかわらず法人住民税均等割が課されることの問題は、ずいぶん前から指摘されてきた。この問題を解決するために模索された地縁団体という選択肢に対し、今日は岡本さんから、この問題と地方自治法 260 条の 2 以下の立法趣旨が違ふという意見が出た。

(岡本) 財産を最終的にどうするのか、十分に考えた上で、地縁団体その他の組織への移行を考えていただきたい。選択肢は、地縁団体だけではない。一般社団法人という選択肢もあろう。これは非営利法人なので、構成員に対して収益配当ができない^{註1}。したがって、定款にこの配当ができる旨を記載することはできない。解散時残余財産の構成員への分配も同様で、定款にこの分配ができる旨の定めを置くことはできない。ただし、解散に関する事項は、定款の必要的記載事項ではないので、解散に関する事項を定款に定めておく必要はない。かような解散事項をうたう規定が定款にない場合、解散時に残余財産を構成員に分配する決議をすることはできると解されている^{註2}。そのために、選択肢は地縁団体だけではないという方向性が見えてくる。一般社団法人の他に、有限責任事業組合という組織もある。民法の中に「組合」という契約の規定があるが^{註3}、有限責任事業組合は、その特例的な組織であり、組合員は有限責任を負うのみである。ただし、この組合名義で不動産資産の登記をすることはできない。また、平成 18 年に制定された会社法に、合同会社の規定がある。この会社の実体は民法上の組合に近いが、社員は有限責任を負うのみである。中日本入会林野研究会会報 31 号に、三重県において、入会権者らが地域内の福祉サービス事業を実施するために合同会社を設立したケースが報告されている(22 頁から 24 頁にかけて)。

(福島) 一般社団法人の場合、法人住民税はどうか。

(岡本) 軽減措置がある。

(福島) これほど森林林業の状況が変わっても、現在の生産森林組合の在り方を変えられないのはなぜか。生産森林組合を調査してその経営の困難の実態を知るにつれ、制度を改めて負担を軽減することは難しいのかと思うようになった。

(座長・矢野) 林野庁の深沢さんの意見を聴きたい。

(深沢) これまで、生産森林組合関係者や研究者からそのような問題提起が行なわれてきた。法律が時代に合わなくなりつつあるという面もあるかもしれない。生産森林組合の経営が厳しければ、その状況を踏まえた改革が必要だろう。ただ行政は、十分に生産森林

組合の実態を把握していない。一斉調査で、おおまかな把握はしているが、細かい点にまで及んでいない面がある。細かい点にまで及ぶ調査は、5年ごとに実施しているが、そろそろその調査の検討を始めたい。それにあたっては、今の福島さんのご意見を踏まえたい。

〔江淵〕 岡本さんの本日の報告は、入会集団と、地方自治法 260 条の 2 以下が想定している地縁団体の組織実体の違いを前提に、入会財産が地縁団体財産として扱われることに対する警鐘を趣旨としていた。私も、地縁団体が林業経営体として制度設計されているわけではないことを以前から指摘してきた。もとより、せっかく設立した生産森林組合であるからがんばって維持してほしいという思いだ。けれども、その維持が地元負担となっている事実は否定できない。大久佐さんが報告された安来市鳥木町と私が報告した松江市新庄町の事例は、相当に事情が異なる点がある一方で、双方の地域において、生産森林組合を維持することに大きな負担感があったという共通点が見られる。おそらくそれは、コストに見合った成果が得られていないことに原因があるのだろう。この 2 つの地域において、生産森林組合を解散して地縁団体の認可を受け、林野を後者の所有という法形式に移したいま、安堵感・満足感が得られているという現実がある。岡本さんや私は、地縁団体方式についてそれぞれ前述のような各問題意識を持っている。しかし私は、この 2 つの地域においては、もうこれでよいのではないかという思いだ。ただし、どこでもこの方式が適合するわけではない。この 2 つの地域は、双方とも、外部からの転入の可能性が少ない共同体であること、収益の個人配分の慣習がないことの 2 つの要素が共通している。そうでない地域においてこの地縁団体方式が採用されると、必ず問題を生ずる。したがって、生産森林組合を守らなければならない地域も相当にあるといわざるをえない。思えば、鳥木町のように、生産森林組合の設立が実は入会慣習の伝統を守ることを目的としていたという例が非常に多い。そのため、林業収益があまり期待できない現状に鑑み、生産森林組合の維持コストを引き下げる方策が必要だが、それは、組合自らの努力だけでは難しい。法人住民税の問題がその典型である。そもそも、入会集団の時代、そのような税負担はなかった。したがって、入会林野からの収益があればそれに越したことはないにしても、収益がないから入会林野の維持に耐えられないなどということはない。それは、入会林野を守らなければ村落の環境が維持できないからである。ともあれ、いかなる形式にせよ、林野の集団的管理は必要なのであり、生産森林組合維持の高コストが問題ならば、それを是正する努力を皆がすべきだ。皆とは、国、地方公共団体、生産森林組合、研究者のことだ。たとえば鳥取県智頭町では、正式に法人住民税減免措置が執られている。各市町村はかような例があることを認識し、研究者は近代化法にもとづく生産森林組合の設立過程を明かにして、これらの問題を論究すべきであろう。

〔編集者註〕

註 1 法人の目的は、営利と非営利に大別される。これは、収益活動をしてよいかどうかという区別ではなく、剰余金を構成員に配当できるかどうかの区別である。株式会社などの営利法人は、剰余金を構成員（株主）に配当することができる。これに対して、非営利法人たる一般社団法人は、営利法人同様に収益活動をすることができるが、剰余金を構成員に配当することはできない。

註 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 11 条 2 項は、「社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない」と定めている。ただし、残余財産を構成員（この規定にいう「社員」）に分配する旨の解散時決議を禁止し、又はその無効をうたう規定は存在しない。

註 3 民法 667 条ないし 688 条にかけて「組合」に関する契約が規定されている。これを「民法上の組合」という。生産森林組合・森林組合・農業協同組合・労働組合などの組織は、組合とは称するものの、ここでいう民法上の組合ではなく、株式会社に類似した形態である。たとえば、生産森林組合においては、組合員（構成員＝株式会社における株主に相当する出資者）相互の契約ではなく、定款の作成という非契約的な法律行為によって組織実体が生れると考えられる。民法上の組合には法人格はなく、その財産は、総組合員の共有に属すると規定されている（民法 668 条）。そのため、民法上の組合が負担する債務も、総組合員の（共有的な）負担となり、結局、合名会社社員が負担する無限責任と同様の責任が民法上の組合員に発生する。「有限責任事業組合契約に関する法律」（平成 17 年制定）は、この民法上の組合に関する規定の特別法であり、その 15 条が「組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う」と定めて組合員有限責任をうたう。

発言者（発言順）

矢野 達雄（座長・広島修道大学）

土屋 浩志（島根県）

植木 寿朗（長崎県）

枚田 邦宏（鹿児島大学）

土橋 博史（長崎県）

江淵 武彦（島根大学）

深澤 智生（林野庁）

岡本 常雄（沖縄大学）

中尾 英俊（弁護士）

大久佐 明夫（島根県安来市）

高尾 徳次（大分県）

福島 万紀（島根大学）

閉会あいさつ

監事 川原 祥治

今日、活発な意見が、昨年が今年と人数はあまり多くはございませんけど、活発な意見が出て盛会になったかと非常に嬉しく思っております。

来年については宮崎県での開催を検討されておりますが、また来年も今年同様に盛会となることを期待いたしまして、本日の会合を終わらせていただきたいと思います。

どうも皆さん遠いところをありがとうございました。

[研究会記事]

第 10 回総会及び理事会の開催

1. 日時 平成 25 年 9 月 6 日 13 時 10 分～

2. 会場 島根県民会館

3. 出席者（顧問・役員のみ掲載）

顧問 中尾英俊

理事 江淵武彦、矢野達雄、枚田邦宏、岡本常雄、福村良一（委）

牧洋一郎（委）、佐藤宣子（委）（委）は委任状

4 議長選出

理事会及び総会では、会則第 7 条第 2 項及び第 3 項に基づき、いずれも会長江淵武彦が議長を務めた。

5 理事会の成立

過半数の理事が出席したため、会則第 7 条第 3 項により理事会が成立した。

6 議事

① 第 1 号議案 第 9 期（2012 年 7 月 1 日～2013 年 6 月 30 日）事業報告及び決算報告が行われた。その後川原監事から鑑査報告があり、審議の結果、全員一致で承認された

② 第 2 号議案 第 10 期（2013 年 7 月 1 日～2014 年 6 月 30 日）予算案が提示され、審議の結果、全員一致で可決された。

2012 年 7 月 19 日 会報の送付及びシンポジウムの案内

9 月 7 日 シンポジウム開催（九州大学箱崎キャンパス）

2013 年 3 月 東日本、中日本入会林野研究会会報受領

3 月 14 日 入会林野コンサルタント中央会議

5 月 14 日 島根県林業課訪問

6 月 8 日 島根県松江市新庄地区現地調査

7 月 6 日 島根県安来市鳥木地区現地調査

・次回シンポジウムの開催について 宮崎県内開催を予定

・会員外への会報配布 国立国会図書館・林野庁へは送付する。非会員たる西日本各県（とりわけ協力が得られない鳥取県など）については継続審議

第9期村落環境研究会収支決算書

(2012年7月1日～2013年6月30日)

(単位:円)

1) 収入の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	備 考
前期繰越	289,623	289,623	0	
会費	80,000	73,000	-7,000	会費22人 賛助会費3法人
寄付金	0	12,000	+12,000	
その他	77	48	-29	受取利息
収入合計	369,700	374,671	4,971	
2) 支出の部	予算(A)	決算(B)	(A)(B)比	
第9回シンポ開催 経費	0	0	0	会場使用料 旅費
機関誌印刷費	120,000	111,090	-8,910	
会議費	0	0	0	
通信費	13,000	12,990	-10	会報発送12,790 郵送200
事務用品費	5,000	0	-5,000	
振替手数料	2,000	2,480	480	会費郵便振替1,640 印刷会社へ送金840
次期シンポ開催準 備経費	5,000	0	-5,000	
支出合計	145,000	126,560	-18,440	
3) 次期繰り越し	224,700	248,111		

監 査 報 告 書

2012(平成24)年7月1日から2013(平成25)年6月30日までの第9期事業年度の財務について、帳簿、預金通帳、証拠書類及び収支決算報告書によって監査を行ったので、以下の通り報告致します。

一 財務執行は、証拠書類に照らして適正に行われており、収支計算書は研究会の状況を的確に示しているものと認めます。

2013(平成25年)9月6日

村落環境研究会 監事 川原 祥治 印

監事 野村 泰弘 印

第10期 村落環境研究会収支予算書

(2013年7月1日～2014年6月30日)

(単位:円)

1)収入の部	第9期決算 (A)	第10期予算 (B)	(A)(B)比	備考
前期繰越	289,623	248,111		
会費	73,000	80,000		
寄付金	12,000	0		
その他	48	49		受取利息他
収入合計	374,671	328,160	-46,511	
2)支出の部	決算(A)	予算(B)	(A)-(B)	
第10回シンポ開催 経費	0	15,000		会場使用料 旅費
機関誌印刷費	111,090	120,000		
会議費	0	5,000		
通信費	12,990	13,000		
事務用品費	0	5,000		
振替手数料	2,480	2,500		会費郵便振替
次期シンポ開催準備 経費	0	0		開催地に対する要請及 び調査経費
支出合計	126,560	160,500	33,940	
3)次期繰越	決算(B)	予算(B)		
次期繰越	248,111	167,660	80,451	

編 集 後 記

第 10 回シンポジウムは、島根県松江市・島根県民会館で開催しました。島根県の土屋さんと安来市の大久佐さんに、ゲストとしてご報告をお願いしました。会員からは岡本さんのほか、私が松江市における生産森林組合解散事例を報告しましたが、その幹部の方をゲスト報告者としてお招きしなかったのは、全 4 名による報告時間が取れるかどうか危ぶまれたからであり、時間が許せば、現地で聴取調査をした私が報告するという方法を採用した次第です。

このシンポジウムにおける安来市・松江市の生産森林組合解散事例においては、前者では入会権が存続し、後者では（入会林野近代化法を経由したために）これが解消しているという違いがありますが、いずれも、現時点では地縁団体という組織運営の上では支障がなく、現地の方々の立場としては、概ね満足ゆく変革であったようです。平成 3 年・地方自治法改正による地縁団体規定の新設の際、林野庁から当時の自治省あてに、入会林野に関する指摘があったことが明らかになりましたが、現在、これが市町村長による地縁団体認可の際に考慮されることはないようです。そのため、生産森林組合解散・林野の地縁団体名義での登記という、おそらくは全国的な流れを生じていると思われます。これに対する法律学分野からの問題点の指摘が岡本さんの報告です（その他には私の報告もあります——「村落と環境」第 6 号〔2010 年〕3 頁以下）。

生産森林組合解散の流れのきっかけは、いうまでもなく、木材価格低迷と法人住民税問題であり、とりわけ後者の減免措置の実例を明かにすることも、本研究会の使命の一つであろうと思います。

（江渕）

村落と環境 第 10 号 2014 年 7 月発行 （会員配布）

発行編集	村落環境研究会
住 所	〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060 島根大学法文学部江渕研究室
電話／FAX	電話：0852-32-6144 FAX：0852-32-6169
E メール	ebuchi@soc.shimane-u.ac.jp
年 会 費	一般会員 2,000 円 賛助会員（団体・法人）5,000 円
印 刷	就労継続支援 A 型事業所 ピー・ター・パン 島根県松江市邑生町 662-1 電話：0852-34-9734
